

○山口県立大学ティーチング・アシスタント取扱要領

(平成 20 年 4 月 1 日要領第 20-3 号)

改正 平成 21 年 4 月 1 日平成 22 年 4 月 1 日

平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会の提供を図るため、大学院等に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせる場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条に規定する教育補助業務を行う者を、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）という。

(職務内容)

第 3 条 TA は、授業担当教員の指導の下に、次の各号に掲げる教育業務の補助を行う。

- (1) 全学共通科目のうち、コンピュータリテラシー及び外国語の授業
- (2) 各学部の専門科目のうち、卒業研究と専門演習及び卒業制作を除く、実験・実習及び演習等の授業
- (3) 特別な支援を必要とする学生への教育

(応募資格)

第 4 条 TA に応募できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助業務を行う授業内容に関する知識と技術を有する者
 - (2) 十分な日本語能力を有する外国人留学生
- 2 前項に定めるもののほか、専門的な知識と技術が求められる教育補助業務については、学生支援部長が学部長又は共通教育機構長と協議を行い、適当と認める場合は、大学院生以外の者も応募することができる。

(授業科目の申請と公募)

第 5 条 TA による教育補助業務を必要とする授業担当教員は、業務内容計画書(別記様式第 1 号)を学部長又は共通教育機構長に提出しなければならない。

- 2 学部長又は共通教育機構長は、希望科目申請書(別記様式第 2 号)を作成し、学生支援部長に提出する。
- 3 学生支援部長は当該学部長又は共通教育機構長と協議を行い、教育補助業務を行わせる授業科目等を決定し、公募を行う。

(応募等)

第 6 条 TA を希望する学生は、在籍する研究科、学部又は別科の指導教員を経て応募しなければならない。

- 2 指導教員は、当該学生が TA として適当と認める場合は、推薦書(別記様式第 3 号)を学部長又は共通教育機構長に提出する。

(選考)

第7条 学部長又は共通教育機構長は、前条第2項による推薦書に基づき、教授会又は共通教育機構運営会議の選考を経て当該学生をTAとして採用することができる。

2 選考が終了した後、学部長又は共通教育機構長は選考報告書(別記様式第4号)を学生支援部長を経て学長に報告するとともに、その旨当該学生にも通知する。

(採用等)

第8条 TAの採用期間は、1年以内とする。

2 TAの勤務時間は、原則として週6時間以内とする。ただし、特定の期間に行う授業科目にあっては、週30時間以内とする。

3 前項の勤務時間については、当該TAの研究及び教育に支障が生じないように配慮しなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 授業担当教員は、毎月の教育補助業務終了後、実績報告書(別記様式第5号)を学部長又は共通教育機構長に提出する。

(謝金等)

第10条 予算の範囲内で、TAに対して謝金を支払うものとする。

2 旅費は、学外実習を除き、原則として支給しない。

(遵守事項)

第11条 このほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) TAの選考に当たっては、公平・公正に行わなければならない。

(2) 授業担当教員は、TAに対してTA制度の趣旨、業務等の周知を図り、必要な研修を行わなければならない。

(3) 授業担当教員は、随時、TAに対して適切な指示、助言等を行わなければならない。

(採用の取消し)

第12条 TAが、授業担当教員の研修を受講しないとき又は指示、助言に従わないときは、学部長又は共通教育機構長は、教授会又は共通教育機構運営会議の議を経て採用を取り消すことができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、このTAの取扱について必要な事項は、教授会又は共通教育機構運営会議の議を経て学長が定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。